

# 国立大学法人東京学芸大学職員給与規則

平成16年4月1日

規則第8号

改正(施行) 平17則13(17. 6. 17)

平17則20(17. 12. 1)

平18則2(18. 4. 1)

平19則9(19. 4. 1)

平19則33(19. 11. 8)

平20則1(20. 1. 10)

平20則5(20. 4. 1)

平20則14(20. 4. 22)

平20則17(20. 7. 23)

平20則22(20. 12. 2)

平21則4(21. 3. 5)

平21則7(21. 3. 31)

平21則21(21. 6. 1)

平21則24(21. 6. 8)

平21則27(21. 7. 1)

平21則33(21. 12. 1)

平22則7(22. 4. 1)

平22則24(22. 12. 1)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号の1に該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する当該

職員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

## 第2章 給与

### 第1節 傅給

(傅給)

第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮して定める。

2 傅給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各傅給表の適用範囲は、それぞれ当該傅給表に定めるところによる。

- (1) 一般職傅給表 (一) (別表第1)
- (2) 一般職傅給表 (二) (別表第2)
- (3) 教育職傅給表 (一) (別表第3)
- (4) 教育職傅給表 (二) (別表第4)
- (5) 教育職傅給表 (三) (別表第5)
- (6) 医療職傅給表 (一) (別表第6)
- (7) 医療職傅給表 (二) (別表第7)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを傅給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は別に定める。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第6条 勤務成績が特に良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて上位の級に昇格させることができる。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(降格)

第7条 就業規則第17条第1項の規定により降任したときは、その者を下位の級に降格させることができる。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第8条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、1月1日に行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第10条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じて、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 病気休暇等の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 病気休暇等の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、概ねAの昇給区分に係るものについては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものについては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、概ね当該各号に定める割合とする。

- (1) 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である

者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者 Aの昇給区分に係るものについては100分の10, Bの昇給区分に係るものについては100分の30

- (2) 第36条第4項役職段階別加算表の職務の級欄に掲げられていないもの  
100分の20（そのうちAの昇給区分に係るものについては100分の5以内）

5 前条の規定により昇給させる場合の号俸数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号数表に定める号俸数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。

7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。

（特別の場合の昇給）

第11条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第9条の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日  
(2) 生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 学長が定める日  
(3) 学長が特に必要があると認める場合 学長が定める日

（給与の計算期間）

第12条 傅給及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

第13条 傅給及び諸手当（第2項に規定するものを除く。）の支給日は、毎月1回、その月の17日とし、その月の全額を支給する。ただし、17日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年規程第15号。以下「勤務時間規則」という。）第5条第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、18日）  
(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日（16日が休日に当たるときは、15日）  
2 特殊勤務手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給日は翌月の17日とし、前項の規定に準じて支給する。  
3 賞与の支給日は6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）とする。

(非常時払い)

第14条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(俸給の日割計算)

第15条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額は、その月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日（同規則第6条から第8条の規定により休日とされた日を含む。以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第2節 諸手当

(俸給の調整額)

第16条 大学院を担当する教員及び附属特別支援学校の教員で別表第8に掲げる者には、その職務の特殊性に基づき、同表に定める区分に応じた調整数に別表第9における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を、俸給の調整額として支給する。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

(管理職手当)

第17条 管理又は監督の地位にある職員で別表第10に掲げる者には、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の額は、当該職員の区分及び職名に応じた別表第10に定める算定割合を、当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じた別表第10の2に定める管理職手当算定基礎号俸の俸給月額に乗じて得た額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する二以上の区分及び職名に該当する場合は、算定割合の最も高い区分及び職名の一に応じた算定割合を適用する。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(教職調整額)

第18条 附属学校に勤務する教員であって教育職俸給表（二）又は教育職俸給表

(三) の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が特2級、2級又は1級である者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

(初任給調整手当)

第19条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許を有する者に限る。）には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めこととなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の1に該当

する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職

員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第21条 職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者が、引き続き本学職員となった場合であって、当該採用の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（以下、「採用前の支給割合」という。）に達しないこととなるときに、採用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合（当該採用の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合に限る。）は、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。）、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの間 採用前の支給割合  
(採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）
- (2) 第24条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に

掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
  - 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
  - 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著

しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

18,500円

ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

20,900円

ｺ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

21,800円

ｻ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

22,700円

ｼ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

23,600円

ｽ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位

期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める場合を除く。）に係る最初の月における第13条に定める日に支給する。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

9 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

（単身赴任手当）

第24条 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる

もののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次に定める額を加算した額）とする。

(1)	100キロメートル以上	300キロメートル未満	6,000円
(2)	300キロメートル以上	500キロメートル未満	12,000円
(3)	500キロメートル以上	700キロメートル未満	18,000円
(4)	700キロメートル以上	900キロメートル未満	24,000円
(5)	900キロメートル以上1,100キロメートル未満		30,000円
(6)	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満		35,000円
(7)	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満		40,000円
(8)	1,500キロメートル以上		45,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### （特殊勤務手当）

第25条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給す

る。

2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 教職大学院業務手当
- (5) 高所作業手当
- (6) 安全衛生管理手当
- (7) 大学入試センター試験・教員資格認定試験手当
- (8) 免許状更新講習業務手当

3 前項に規定する特殊勤務手当に係る特殊業務において、勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間を超え、又は休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第34条の規定にかかわらず、勤務1時間あたりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

(教員特殊業務手当)

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち職務の級が特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給する。

- (1) 当該附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。
  - ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - イ 児童又は生徒の負傷、傷病等に伴う救急の業務
  - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日等に行うもの
- (4) 当該附属学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、6,400円）
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

第27条 教育実習等指導手当は、附属学校に勤務する教員が、大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずる業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第28条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に勤務する教員のうち、次の表に定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務を担当する教員が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学校種別	主任等
附属小学校	教務主任、学年主任（竹早小学校を除く。）、研究主任、教育実習主任
附属中学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事
附属高等学校及び国際中等教育学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事
附属特別支援学校	教務主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事（中等部・高等部）、進路指導主事（高等部）

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき4,200円とする。

(教職大学院業務手当)

第28条の2 教職大学院業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち、教育学研究科教育実践創成専攻の業務を命じられた教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき11,900円とする。

(高所作業手当)

第29条 高所作業手当は、施設マネジメント部に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で營繕工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。

(安全衛生管理手当)

第30条 安全衛生管理手当は、国立大学法人東京学芸大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第16号。以下「安全衛生管理規則」という。）第8条、第9条及び第14条の規定に基づき、次に掲げる職務を担当する者にそれぞれの区分に応じ

た額を支給する。

職務	手当額（月額）
産業医	10,000円
衛生管理者	2,000円
作業環境測定士	5,000円

(大学入試センター試験・教員資格認定試験手当)

第30条の2 大学入試センター試験・教員資格認定試験手当は、次に掲げる試験の実施日における当該試験の業務に従事する職員に支給する。

(1) 大学入試センター試験

(2) 教員資格認定試験

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき次に定める額とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、半額とする。

(1) 大学教員 7,000円

(2) 大学教員以外 4,000円

(免許状更新講習業務手当)

第30条の3 免許状更新講習業務手当は、教員免許状更新講習の講師の業務に従事した教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間当たり8,800円を支給する。ただし、業務に従事した時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 4,400円を支給する。

(2) 30分以上の場合 8,800円を支給する。

3 前項に定めるもののほか、eラーニング講習に従事した場合の手当の額は、1時間当たり6,000円とする。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、職務の級及びその者が受ける号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第18条各号に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 1日7時間45分を超える、若しくは1週間38時間45分を超えて勤務すること(以下「超過勤務」という。)を命ぜられた職員には、超過勤務をした全時間に

対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 1箇月の超過勤務の時間数に応じた超過勤務手当の率は次のとおりとする。なお、この場合、1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間を超え、60時間以下 労使協定で定める率

ウ 60時間超え 100分の150

(2) 1年間の超過勤務時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の率は、労使協定で定める率とする。

(3) この項の定めにより超過勤務手当を支給すべき時間につき、次項の定めによる超過勤務手当が支給されることとなる場合には、前2号で定められた支給率が次項で定められた率を上回る場合のみ、前2号で定められた率から次項で定める率を控除した率の超過勤務手当を支給することとする。

2 休日等に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、教育業務連絡指導手当、安全衛生管理手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を1年間ににおける1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

#### (管理職員特別勤務手当)

第35条 第17条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第17条に定める管理職手当の適用区分に応じ次の表に定める額とする。

適用区分	支給額（実働時間が6時間を超える場合）
I種	12,000円（18,000円）
II種	10,000円（15,000円）
III種	8,000円（12,000円）
IV種	6,000円（9,000円）
V種	4,000円（6,000円）

#### (返還義務)

第35条の2 事実に反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当又は管理職員特別勤務手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。この場合、故意により本学に損害を与えたものとして懲戒の処分をすることがある。

### 第3節 賞与

#### (期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第13条第3項で定める日（次条及び第34条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項の規定による解雇（第1号を除く。）及び同規則第33条第1項第5号の規定による懲戒解雇を除く。）した職員（第40条第9項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する職員のうち、第17条に定める区分がI種及びII種である職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月末満	100分の80
3月以上5月末満	100分の60
3月末満	100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職

加算表に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職 (一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職 (二)	5級	100分の10
	4級・3級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
教育職 (一)	5級	100分の15(学長が定めるものにあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(学長が定めるものにあっては100分の15)
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
教育職 (二) (三)	4級	100分の15
	3級・特2級	100分の10
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5(学長が定めるものにあっては100分の10)
医療職 (一)	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
医療職 (二)	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5

(管理職加算表)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職 (一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職 (一)	II種	5級	100分の15

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第33条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第14条第1項(同規則第1項第1号に掲げる事由に該当して解雇された職員を除く。)の規定により解雇された職員

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第38条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該

一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第13条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項の規定による解雇（第1号を除く。）及び同規則第33条第5号の規定による懲戒解雇を除く。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた割合に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、それぞれ100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月末満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月末満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月末満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月末満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月末満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月末満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第39条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。

6 第2項に規定する勤務成績による割合は、当該職員が次の各号のいずれに該

当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、学長が定める。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の82以上100分の135以下（特定幹部職員にあっては、100分の110以上100分の175以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の72以上100分の82未満（特定幹部職員にあっては、100分の97以上100分の110未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の64.5（特定幹部職員にあっては、100分の84.5）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の64.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の84.5未満）

7 前項第1号及び第2号に定める職員の数の割合は、それぞれの職員の総数に占める次に定める程度とする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員

特定幹部職員以外の職員 100分の5

特定幹部職員 100分の3

- (2) 勤務成績が優秀な職員

特定幹部職員以外の職員 100分の25

特定幹部職員 100分の25

### 第3章 給与の特例

#### (休職者の給与)

第40条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労災保険法による休業補償給付又は休業給付を受ける額（休業特別支援金を含む。）に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する職員にあっては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給与の全額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたと

きは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第18条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。

6 職員が就業規則第18条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上若しくは通勤による生死不明又は所在不明の場合は、100分の100以内）を支給することができる。

7 職員が就業規則第18条第1項第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

8 就業規則第18条の規定により休職にされた職員には、他の規則その他別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

9 第2項、第3項及び第5項から第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項の規定による解雇（第1号を除く。）及び同規則第33条第1項第5号の規定による懲戒解雇を除く。）したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第40条第9項」と読み替えるものとする。

（俸給の半減）

第41条 第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る安全衛生管理規則第20条第2項の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための勤務時間規則第22条による病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置の係る日につき、俸給、俸給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に定められた場合における教職調整額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は当該半減後の額となる。

（俸給月額の減額支給等）

第41条の2 55歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者を除く。）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職

員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額)を減ずる。

- 2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その地域手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。
- 3 第1項の適用を受ける職員の第17条、第31条、第34条、第36条、第39条及び第40条の給与の支給については、第1項に準ずる。

俸給表	職務の級
一般職（一）	5級
教育職（一）	4級
教育職（二）	3級
教育職（三）	3級
医療職（一）	5級
医療職（二）	5級

#### （育児休業中の給与）

第42条 国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則（平成16年規程第6号。この条において「育児休業規則」という。）第4条第1項に規定する育児休業を申し出た職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。
- 5 職員が、育児休業規則第14条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

#### （介護休業中の給与）

第43条 国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則（平成16年規程第7号。この条において「介護休業規則」という。）第5条第1項に規定する介護休業を申し出た職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができます。
- 5 職員が、介護休業規則第4条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

#### 第4章 補則

##### (補則)

第44条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与 法の俸給表	読み替える本学の 俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）

教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 3 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7の適用を受けていた者には、施行日から平成17年3月31日までの間、施行日の前日において、改正前の給与法第11条の7の規定により支給されていた支給割合を都市手当の支給割合と読み替えて適用するものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条の規定の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のとおりとする。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のとおりとする。
- 7 承継職員のうち、施行日の前日において俸給の特別調整額を支給されており、施行日以降引き続き当該管理職手当を支給される者のうち、施行日以降の支給割合が低くなる者について、次に掲げるとおり経過措置を設けることとする。
- (1) 事務系職員については、その者が在職期間中は従前の支給割合とする。
  - (2) 大学教員については、その者の施行日の前日から引き続く在任期間中（再任の場合を除く。）は、従前の支給割合とする。
  - (3) 附属教員については、平成17年3月31日までの間は、従前の支給割合とする。
- 8 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

#### 附 則（平17則13）（抄）

平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則（平17則20）（抄）

ただし、別表第10（管理職手当支給割合（第17条関係））中大学院課長の項を削

る改正規定については、平成17年11月1日から適用する。

## 附 則（平18則2）

### （施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### （級及び号俸の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第9までの俸給表の適用を受けていた職員（切替日の前日において、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第26条の規定により、常勤職員の例に準じて給与を支給されていた有期雇用職員及び国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則（平成16年規則第22号）第3条の規定により給与を支給されていた附属学校運営参事を含む。第4項において「切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員」という。）の切替日における職務の級及び号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた級、号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて学長が別に定める。

#### （切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に採用され又は職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において新たに職員となったものとした場合又は切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

#### （俸給の切替えに伴う経過措置）

4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

6 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給に関する

特例)

7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする

(平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等に関する特例)

8 平成19年1月1日における特定職員の昇給は、第10条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は昇給しない。

(1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員

(2) 55歳以上の特定職員で次項第2号又は第3号に掲げる特定職員に該当する者

(3) 次項第3号に掲げる特定職員(55歳以上の特定職員を除く。)で昇給させることが相当ないと認める者

9 平成19年1月1日における特定職員の基準号俸数は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である特定職員 8号俸以上(55歳以上の特定職員にあっては、4号俸以上)

(2) 勤務成績が良好である特定職員 3号俸

(3) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 1号俸以下

10 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員については、前項第3号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

11 附則第9項第1号に掲げる特定職員の数は、特定職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等)

12 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員(以下「一般職員」という。)を第9条の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)

に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる一般職員
- (2) 55歳以上の一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当する者
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員（55歳以上の一般職員を除く。）で昇給させることが相当でないと認める者

13 一般職員の基準号俸数は、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（55歳以上の一般職員にあっては、4号俸以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下

14 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

15 附則第13項第1号に掲げる一般職員の数は、一般職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。  
(地域手当に関する経過措置)

16 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、次に掲げる地域に所在する勤務場所に勤務する職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該各号に掲げる地域に応じた割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

- (1) 世田谷区、練馬区、文京区 100分の12
- (2) 小金井市、東久留米市、小平市 100分の11

17 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当（この規則による改正前の第21条の規定による都市手当を

含む。) の支給割合(以下、「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過するまでの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に異動前の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

#### 附 則(平19則9)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日から引き続き管理職手当の支給対象である職員のうち、この規則による改正後の第17条の規定による管理職手当額が、施行日の前日に受けている管理職手当額(以下、「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 2 管理職手当の支給対象である職員のうち、施行日以降に新たに本学の職員となった職員の管理職手当について、前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員との均衡を著しく失すると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則(平19則33)

この規則は平成19年11月8日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

#### 附 則(平20則1)

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 第20条第3項及び第7項の改正規定並びに改正後の別表第1から別表第7までは、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第39条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。
- 4 第39条第6項及びこの規則による改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第2項	100分の75(特定幹部職員)	100分の77.5(特定幹部職員)

	にあっては、100分の95)	員にあっては、100分の97.5)
第39条第6項第1号	100分の86以上100分の145以下(特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下)	100分の95.5以上100分の155以下(特定幹部職員にあっては、100分の121.5以上100分の195以下)
第39条第6項第2号	100分の78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満)	100分の85以上100分の95.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の108以上100分の121.5未満)
第39条第6項第3号	100分の71(特定幹部職員にあっては、100分の91)	100分の74.5(特定幹部職員にあっては、100分の94.5)
第39条第6項第4号	100分の71未満(特定幹部職員にあっては、100分の91未満)	100分の74.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の94.5未満)

- 5 この規則による改正後の職員給与規則及びこの規則により読み替える職員給与規則(この項において「改正後の職員給与規則」という。)の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則による給与の内払とみなす。

#### 附 則(平20則14)

この規則は平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、別表第10の附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の区分及び算定割合の改正は平成20年5月1日から適用する。

#### 附 則(平20則22)

この規則は、平成20年12月2日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

#### 附 則(平21則4)

この規則は平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

#### 附 則(平21則7)

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、別表第4備考第1号、別表第5備考第1号及び別表第8の改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員(別表第4及び5(俸給(第4条第2項関係)の適用を受ける職員に限る。)については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

#### 附 則(平21則24)

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

#### 附 則（平21則27）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第10の施設課長の区分及び算定割合の改正は平成21年4月1日から適用する。

#### 附 則（平21則33）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第36条第2項、第39条第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額	12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額
第39条第2項	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）
第39条第6項第1号	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の112.5以上100分の180以下）	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の119以上100分の190以下）
第39条第6項第2号	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の100以上100分の112.5未満）	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）
第39条第6項第3号	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の87）	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の92）
第39条第6項第4号	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の87未満）	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）

- 3 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けっていた俸給月額（適用日に職員である者（ただし、次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から56号俸まで

	2級	1号俸から 24号俸まで
	3級	1号俸から 8号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から 68号俸まで
	2級	1号俸から 32号俸まで
教育職（一）	1級	1号俸から 48号俸まで
	2級	1号俸から 32号俸まで
	3級	1号俸から 12号俸まで
教育職（二）	1級	1号俸から 52号俸まで
	2級	1号俸から 32号俸まで
	特2級	1号俸から 4号俸まで
教育職（三）	1級	1号俸から 52号俸まで
	2級	1号俸から 44号俸まで
	特2級	1号俸から 4号俸まで
医療職（一）	1級	1号俸から 52号俸まで
	2級	1号俸から 32号俸まで
	3級	1号俸から 16号俸まで
	4級	1号俸から 4号俸まで
医療職（二）	1級	1号俸から 56号俸まで
	2級	1号俸から 40号俸まで
	3級	1号俸から 16号俸まで
	4級	1号俸から 4号俸まで

- 4 適用日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 適用日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

#### 附 則（平22則25）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成21年12月1日において、平成21年規則第33号附則第3項から第5項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、

当該俸給月額に 100 分の 99.59 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職 (一)	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職 (二)	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 36 号俸まで
	5 級	1 号俸から 20 号俸まで
教育職 (一)	1 級	1 号俸から 88 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
	4 級	1 号俸から 40 号俸まで
	5 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職 (二)	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職 (三)	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
医療職 (一)	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 12 号俸まで
医療職 (二)	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 8 号俸まで

### 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要

があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に平成18年規則第2号附則第7項の適用を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成23年4月1日に1号俸上位とする調整を行う。

別表第1(第4条第2項関係)

一般職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

41	196, 900	254, 200	297, 400	344, 400	370, 100	398, 400	443, 200	477, 400	540, 300	
42	198, 200	255, 600	299, 100	346, 300	371, 300	399, 600	444, 000	478, 100		
43	199, 500	257, 000	300, 800	348, 200	372, 500	400, 800	444, 800	478, 900		
44	200, 800	258, 400	302, 500	350, 100	373, 700	402, 000	445, 600	479, 700		
45	202, 000	259, 700	304, 200	352, 000	374, 700	403, 000	446, 400	480, 500		
46	203, 300	261, 100	305, 900	353, 600	375, 600	403, 700	447, 200			
47	204, 600	262, 500	307, 600	355, 200	376, 500	404, 400	448, 000			
48	205, 900	263, 900	309, 300	356, 800	377, 400	405, 100	448, 800			
49	207, 100	265, 200	310, 600	358, 500	378, 400	405, 900	449, 400			
50	208, 200	266, 400	312, 200	359, 700	379, 200	406, 600	450, 200			
51	209, 300	267, 700	313, 800	360, 900	380, 000	407, 300	451, 000			
52	210, 400	269, 000	315, 400	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800			
53	211, 600	270, 100	317, 100	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400			
54	212, 600	271, 400	318, 700	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200			
55	213, 600	272, 700	320, 300	365, 100	383, 100	410, 200	454, 000			
56	214, 600	274, 000	321, 900	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800			
57	215, 400	275, 200	323, 400	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400			
58	216, 400	276, 300	324, 600	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200			
59	217, 300	277, 400	325, 800	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000			
60	218, 300	278, 500	327, 000	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800			
61	219, 200	279, 700	328, 100	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400			
62	220, 200	280, 700	329, 100	370, 500	387, 700	415, 000				
63	221, 200	281, 700	330, 000	371, 200	388, 400	415, 700				
64	222, 200	282, 700	331, 000	371, 900	389, 100	416, 400				
65	223, 000	283, 500	331, 900	372, 400	389, 600	416, 900				
66	224, 000	284, 400	332, 700	373, 100	390, 300	417, 500				
67	225, 000	285, 300	333, 500	373, 800	391, 000	418, 200				
68	226, 100	286, 200	334, 300	374, 500	391, 700	418, 900				
69	226, 900	287, 200	335, 200	375, 000	392, 200	419, 400				
70	227, 700	288, 000	335, 900	375, 700	392, 900	420, 100				
71	228, 500	288, 800	336, 600	376, 400	393, 600	420, 800				
72	229, 300	289, 600	337, 300	377, 100	394, 300	421, 500				
73	230, 100	290, 400	337, 800	377, 600	394, 800	422, 000				
74	230, 800	290, 900	338, 400	378, 300	395, 500	422, 700				
75	231, 500	291, 400	339, 000	379, 000	396, 200	423, 400				
76	232, 200	291, 900	339, 600	379, 700	396, 900	424, 100				
77	233, 000	292, 300	340, 000	380, 200	397, 300	424, 600				
78	233, 800	292, 700	340, 500	380, 800	398, 000					
79	234, 600	293, 100	341, 000	381, 400	398, 700					
80	235, 400	293, 500	341, 500	382, 000	399, 400					
81	236, 100	293, 800	342, 000	382, 700	399, 900					
82	236, 800	294, 200	342, 500	383, 300	400, 600					
83	237, 500	294, 600	343, 000	383, 900	401, 300					
84	238, 200	295, 000	343, 500	384, 500	402, 000					
85	239, 000	295, 300	344, 000	385, 100	402, 500					

86	239,700	295,700	344,500	385,700							
87	240,400	296,100	345,000	386,300							
88	241,100	296,500	345,500	386,900							
89	241,900	296,800	345,900	387,600							
90	242,400	297,200	346,400	388,200							
91	242,900	297,600	346,900	388,800							
92	243,400	298,000	347,400	389,400							
93	243,700	298,200	347,700	390,100							
94		298,600	348,200								
95		299,000	348,700								
96		299,400	349,200								
97		299,600	349,500								
98		300,000	350,000								
99		300,400	350,500								
100		300,800	351,000								
101		301,000	351,300								
102		301,400	351,700								
103		301,800	352,100								
104		302,200	352,500								
105		302,400	353,000								
106		302,800	353,400								
107		303,200	353,800								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200	355,100								
111		304,600	355,500								
112		305,000	355,900								
113		305,200	356,400								
114		305,600									
115		306,000									
116		306,400									
117		306,600									
118		306,900									
119		307,200									
120		307,500									
121		307,900									
122		308,200									
123		308,500									
124		308,800									
125		309,200									

#### 備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第4条第2項関係)

一般職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400

41	172, 500	223, 800	252, 600	292, 700	341, 600
42	173, 900	225, 000	253, 900	293, 700	342, 800
43	175, 300	226, 200	255, 200	294, 700	344, 000
44	176, 700	227, 400	256, 500	295, 700	345, 200
45	178, 200	228, 600	257, 600	296, 500	346, 300
46	179, 600	229, 800	258, 800	297, 400	347, 400
47	181, 000	231, 000	260, 000	298, 300	348, 500
48	182, 400	232, 200	261, 200	299, 200	349, 600
49	183, 700	233, 400	262, 500	300, 100	350, 800
50	184, 900	234, 600	263, 700	301, 000	351, 800
51	186, 100	235, 800	264, 900	301, 900	352, 800
52	187, 300	237, 000	266, 000	302, 800	353, 800
53	188, 400	238, 200	267, 100	303, 600	354, 800
54	189, 500	239, 200	268, 300	304, 400	355, 700
55	190, 600	240, 200	269, 500	305, 200	356, 600
56	191, 700	241, 200	270, 700	306, 000	357, 500
57	192, 800	242, 300	271, 700	306, 800	358, 400
58	193, 900	243, 300	272, 800	307, 600	359, 300
59	195, 000	244, 300	273, 900	308, 400	360, 200
60	196, 100	245, 300	275, 000	309, 200	361, 100
61	197, 200	246, 300	276, 100	309, 800	362, 000
62	198, 100	247, 200	277, 200	310, 500	362, 900
63	199, 000	248, 100	278, 300	311, 200	363, 800
64	199, 900	249, 000	279, 400	311, 900	364, 700
65	200, 600	250, 000	280, 300	312, 600	365, 300
66	201, 400	250, 800	281, 100	313, 200	365, 900
67	202, 200	251, 600	281, 900	313, 800	366, 500
68	203, 000	252, 400	282, 800	314, 400	367, 100
69	203, 600	253, 200	283, 700	315, 100	367, 600
70	204, 200	253, 800	284, 500	315, 600	
71	204, 700	254, 400	285, 300	316, 100	
72	205, 300	255, 000	286, 100	316, 600	
73	205, 900	255, 300	287, 000	316, 900	
74	206, 600	255, 700	287, 800	317, 400	
75	207, 300	256, 200	288, 600	317, 900	
76	208, 100	256, 700	289, 400	318, 400	
77	208, 500	257, 300	290, 200	318, 700	
78	209, 200	257, 800	290, 800	319, 100	
79	209, 900	258, 300	291, 400	319, 500	
80	210, 600	258, 800	292, 000	319, 900	
81	211, 300	259, 200	292, 500	320, 400	
82	212, 000	259, 500	293, 100	320, 800	
83	212, 700	259, 800	293, 700	321, 200	
84	213, 400	260, 100	294, 300	321, 600	
85	214, 100	260, 500	294, 800	322, 000	

86	214,800	260,900	295,400	322,400	
87	215,500	261,300	296,000	322,800	
88	216,200	261,700	296,600	323,200	
89	216,800	261,900	297,000	323,500	
90	217,400	262,300	297,500	323,900	
91	218,000	262,700	298,000	324,300	
92	218,600	263,100	298,500	324,700	
93	219,100	263,500	299,000	325,000	
94	219,600	263,900	299,500	325,400	
95	220,100	264,300	300,000	325,800	
96	220,600	264,700	300,500	326,200	
97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200		
103	224,500	266,600	303,600		
104	225,100	266,900	304,000		
105	225,500	267,200	304,400		
106	226,000	267,500	304,800		
107	226,500	267,800	305,200		
108	227,000	268,100	305,600		
109	227,200	268,400	306,000		
110	227,600	268,700	306,400		
111	228,100	269,000	306,800		
112	228,600	269,300	307,200		
113	229,100	269,600	307,500		
114	229,600	269,900	307,900		
115	230,100	270,200	308,300		
116	230,600	270,500	308,700		
117	231,000	270,800	309,000		
118	231,400	271,100	309,400		
119	231,800	271,400	309,800		
120	232,200	271,700	310,200		
121	232,600	271,900	310,500		
122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		

131		274, 500	314, 100		
132		274, 800	314, 500		
133		274, 900	314, 700		
134		275, 200			
135		275, 500			
136		275, 800			
137		275, 900			

備考

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農夫に適用する。

別表第3（第4条第2項関係）

教育職俸給表（一）

職務の 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,900
26	215,900	268,800	334,600	387,200	468,300
27	218,000	271,800	337,100	389,100	470,700
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	475,500
30	224,400	280,500	344,200	394,800	477,900
31	226,700	283,200	346,400	396,600	480,200
32	229,000	285,900	348,600	398,400	482,600
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	487,300
35	235,200	294,200	355,500	403,800	489,600
36	237,100	297,000	357,800	405,600	491,900
37	239,000	299,800	359,900	407,200	494,200
38	241,100	302,100	362,000	408,900	496,200
39	243,100	304,400	364,100	410,600	498,200
40	245,100	306,700	366,100	412,300	500,200

41	247, 200	308, 900	368, 100	413, 700	502, 300
42	249, 100	310, 100	370, 000	415, 300	504, 200
43	251, 000	311, 300	371, 900	416, 900	506, 100
44	252, 900	312, 500	373, 800	418, 500	508, 000
45	254, 700	313, 600	375, 800	419, 900	510, 000
46	256, 600	314, 800	377, 600	421, 500	511, 900
47	258, 500	316, 000	379, 400	423, 100	513, 800
48	260, 400	317, 200	381, 200	424, 700	515, 700
49	262, 000	318, 200	383, 100	426, 300	517, 700
50	263, 300	319, 300	384, 900	427, 600	519, 500
51	264, 500	320, 400	386, 700	428, 900	521, 400
52	265, 800	321, 500	388, 500	430, 200	523, 300
53	266, 800	322, 700	389, 900	431, 400	525, 300
54	267, 900	323, 800	391, 400	432, 500	527, 000
55	269, 000	324, 900	392, 900	433, 600	528, 700
56	270, 100	326, 000	394, 500	434, 700	530, 400
57	271, 300	327, 100	395, 900	435, 900	532, 100
58	272, 500	328, 200	397, 300	437, 000	533, 400
59	273, 700	329, 300	398, 800	438, 100	534, 700
60	274, 900	330, 300	400, 300	439, 100	536, 000
61	275, 900	331, 400	401, 700	440, 200	537, 300
62	277, 000	332, 500	403, 200	441, 300	538, 300
63	278, 100	333, 600	404, 700	442, 400	539, 300
64	279, 200	334, 700	406, 200	443, 500	540, 300
65	280, 200	335, 700	407, 600	444, 500	541, 100
66	281, 300	336, 800	408, 800	445, 500	542, 000
67	282, 400	337, 900	410, 000	446, 500	542, 900
68	283, 500	339, 000	411, 200	447, 500	543, 800
69	284, 500	340, 000	412, 400	448, 600	544, 700
70	285, 600	341, 100	413, 400	449, 600	545, 600
71	286, 700	342, 200	414, 400	450, 600	546, 500
72	287, 800	343, 300	415, 400	451, 600	547, 400
73	288, 700	344, 000	416, 400	452, 700	548, 300
74	289, 800	345, 000	417, 300	453, 700	549, 200
75	290, 900	346, 000	418, 100	454, 700	550, 100
76	292, 000	347, 000	419, 000	455, 700	551, 000
77	292, 900	348, 100	419, 700	456, 700	551, 900
78	293, 900	349, 100	420, 300	457, 400	552, 800
79	294, 900	350, 100	420, 900	458, 100	553, 700
80	295, 900	351, 100	421, 500	458, 800	554, 600
81	297, 000	352, 100	422, 100	459, 600	555, 500
82	297, 900	353, 100	422, 700	460, 300	
83	298, 800	354, 100	423, 300	461, 000	
84	299, 700	355, 100	423, 900	461, 700	
85	300, 600	356, 000	424, 400	462, 200	

86	301, 500	356, 700	425, 000	462, 900	
87	302, 400	357, 400	425, 600	463, 600	
88	303, 300	358, 100	426, 200	464, 300	
89	303, 900	358, 900	426, 700	464, 800	
90	304, 600	359, 500	427, 300	465, 500	
91	305, 300	360, 100	427, 900	466, 100	
92	306, 000	360, 700	428, 500	466, 800	
93	306, 700	361, 300	428, 900	467, 300	
94	307, 300	361, 700	429, 400	468, 000	
95	307, 900	362, 200	429, 900	468, 700	
96	308, 500	362, 700	430, 400	469, 400	
97	309, 200	363, 300	431, 000	469, 900	
98	309, 800	363, 800	431, 500	470, 600	
99	310, 400	364, 300	432, 000	471, 300	
100	311, 000	364, 800	432, 500	472, 000	
101	311, 600	365, 300	433, 100	472, 500	
102	312, 100	365, 800	433, 600		
103	312, 600	366, 300	434, 100		
104	313, 100	366, 800	434, 600		
105	313, 600	367, 400	435, 200		
106	314, 000	367, 900	435, 700		
107	314, 400	368, 400	436, 200		
108	314, 800	368, 900	436, 700		
109	315, 200	369, 500	437, 300		
110	315, 600	370, 000	437, 800		
111	316, 000	370, 500	438, 300		
112	316, 400	371, 000	438, 800		
113	316, 700	371, 600	439, 400		
114	317, 100	372, 100	439, 900		
115	317, 500	372, 600	440, 400		
116	317, 900	373, 100	440, 900		
117	318, 200	373, 600	441, 500		
118	318, 600	374, 100			
119	319, 000	374, 600			
120	319, 400	375, 100			
121	319, 700	375, 600			
122	320, 100	376, 100			
123	320, 500	376, 600			
124	320, 900	377, 100			
125	321, 100	377, 600			
126	321, 500	378, 100			
127	321, 900	378, 600			
128	322, 300	379, 100			
129	322, 500	379, 600			
130	322, 900	380, 100			

131	323, 300	380, 600			
132	323, 700	381, 100			
133	323, 900	381, 600			
134	324, 300	382, 100			
135	324, 700	382, 600			
136	325, 100	383, 100			
137	325, 300	383, 600			
138	325, 600	384, 100			
139	325, 900	384, 600			
140	326, 200	385, 100			
141	326, 600	385, 600			
142	326, 900				
143	327, 200				
144	327, 500				
145	327, 900				
146	328, 200				
147	328, 500				
148	328, 800				
149	329, 200				
150	329, 500				
151	329, 800				
152	330, 000				
153	330, 400				
154	330, 700				
155	331, 000				
156	331, 300				
157	331, 700				

#### 備考

この表は、本学の大学に勤務する教授、准教授、講師、助教に適用する。

別表第4（第4条第2項関係）

## 教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
38	218,100	278,400	348,100	405,500	
39	219,900	281,000	350,300	407,100	
40	221,700	283,600	352,500	408,700	

41	223, 600	286, 100	354, 700	410, 400	
42	225, 400	288, 700	356, 800	412, 000	
43	227, 200	291, 200	358, 900	413, 600	
44	229, 000	293, 700	361, 000	415, 200	
45	230, 900	296, 000	363, 100	416, 900	
46	232, 600	298, 700	365, 200	418, 500	
47	234, 300	301, 400	367, 200	420, 100	
48	236, 000	304, 100	369, 300	421, 700	
49	237, 600	306, 600	371, 200	423, 400	
50	239, 300	309, 100	373, 100	425, 000	
51	241, 000	311, 600	375, 100	426, 600	
52	242, 700	314, 100	377, 100	428, 200	
53	244, 100	316, 500	379, 100	429, 900	
54	245, 800	318, 700	380, 900	431, 500	
55	247, 400	320, 900	382, 700	433, 100	
56	249, 100	323, 100	384, 500	434, 700	
57	250, 600	325, 400	386, 200	436, 400	
58	252, 200	327, 600	387, 900	438, 000	
59	253, 800	329, 800	389, 600	439, 500	
60	255, 400	331, 900	391, 300	441, 100	
61	257, 000	334, 100	393, 000	442, 800	
62	258, 600	336, 300	394, 500	444, 400	
63	260, 200	338, 500	396, 000	446, 000	
64	261, 700	340, 700	397, 400	447, 600	
65	263, 200	342, 900	398, 900	449, 300	
66	264, 900	345, 100	400, 400	450, 900	
67	266, 500	347, 300	401, 900	452, 500	
68	268, 200	349, 500	403, 400	454, 100	
69	269, 700	351, 500	404, 900	455, 700	
70	271, 200	353, 600	406, 300	457, 300	
71	272, 700	355, 700	407, 700	458, 900	
72	274, 200	357, 800	409, 100	460, 500	
73	275, 500	359, 600	410, 500	462, 000	
74	276, 900	361, 500	411, 900	463, 000	
75	278, 300	363, 500	413, 300	464, 000	
76	279, 700	365, 400	414, 700	465, 000	
77	281, 100	367, 400	416, 100	465, 800	
78	282, 300	369, 100	417, 500		
79	283, 500	370, 800	418, 800		
80	284, 700	372, 500	420, 200		
81	286, 000	374, 200	421, 600		
82	287, 200	375, 700	422, 900		
83	288, 400	377, 200	424, 200		
84	289, 600	378, 700	425, 500		
85	290, 900	380, 200	426, 800		

86	292, 100	381, 700	428, 000		
87	293, 300	383, 200	429, 200		
88	294, 500	384, 700	430, 400		
89	295, 700	386, 100	431, 600		
90	296, 900	387, 500	432, 700		
91	298, 100	388, 900	433, 800		
92	299, 300	390, 300	434, 900		
93	300, 100	391, 800	436, 000		
94	301, 300	393, 100	437, 100		
95	302, 500	394, 400	438, 200		
96	303, 700	395, 700	439, 300		
97	304, 700	397, 100	440, 400		
98	305, 800	398, 100	441, 200		
99	306, 900	399, 200	442, 000		
100	308, 000	400, 300	442, 800		
101	308, 900	401, 400	443, 600		
102	310, 000	402, 500	444, 200		
103	311, 100	403, 600	444, 800		
104	312, 200	404, 700	445, 400		
105	313, 100	405, 600	445, 900		
106	314, 000	406, 600	446, 500		
107	314, 900	407, 600	447, 100		
108	315, 800	408, 600	447, 700		
109	316, 800	409, 500	448, 300		
110	317, 400	410, 400			
111	318, 000	411, 300			
112	318, 600	412, 200			
113	319, 300	412, 900			
114	319, 800	413, 700			
115	320, 300	414, 500			
116	320, 800	415, 300			
117	321, 400	416, 100			
118	321, 900	416, 900			
119	322, 400	417, 600			
120	322, 900	418, 400			
121	323, 500	419, 200			
122	324, 000	419, 700			
123	324, 500	420, 200			
124	325, 000	420, 700			
125	325, 600	421, 100			
126	326, 000	421, 600			
127	326, 400	422, 100			
128	326, 800	422, 600			
129	327, 100	423, 000			
130	327, 500	423, 500			

131	327,900	424,000			
132	328,300	424,500			
133	328,500	424,900			
134	328,800	425,400			
135	329,100	425,900			
136	329,400	426,400			
137	329,800	426,800			
138	330,000				
139	330,300				
140	330,600				
141	330,900				
142	331,200				
143	331,500				
144	331,800				
145	332,100				
146	332,400				
147	332,700				
148	333,000				
149	333,200				
150	333,500				
151	333,800				
152	334,100				
153	334,300				

#### 備考

- (1) この表は、本学の附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。ただし、国際中等教育学校に勤務する教員で国際教育センター共同研究員を委嘱された者の適用については学長が個別に定める。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第4条第2項関係）

## 教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
38	217,400	247,100	347,500	372,800	
39	219,100	249,900	349,500	374,400	
40	220,800	252,700	351,500	376,000	

41	222,600	255,500	353,500	377,400	
42	224,400	258,100	355,300	378,900	
43	226,200	260,700	357,100	380,400	
44	228,000	263,300	358,900	381,900	
45	229,900	265,700	360,700	383,500	
46	231,600	268,300	362,400	385,100	
47	233,300	270,800	364,100	386,700	
48	235,000	273,300	365,700	388,300	
49	236,700	275,800	367,200	389,800	
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	
53	243,100	286,100	373,900	395,900	
54	244,800	288,700	375,400	397,300	
55	246,400	291,200	376,900	398,600	
56	248,100	293,700	378,400	399,900	
57	249,600	296,000	379,900	401,400	
58	251,100	298,700	381,300	402,800	
59	252,600	301,400	382,700	404,200	
60	254,100	304,100	384,100	405,600	
61	255,700	306,600	385,400	406,900	
62	257,200	309,100	386,700	408,300	
63	258,700	311,600	388,000	409,700	
64	260,100	314,100	389,300	411,100	
65	261,400	316,500	390,600	412,300	
66	263,000	318,700	391,800	413,500	
67	264,600	320,900	393,000	414,700	
68	266,100	323,100	394,200	415,900	
69	267,800	325,400	395,400	417,000	
70	269,300	327,600	396,600	418,200	
71	270,800	329,800	397,700	419,400	
72	272,300	331,900	398,900	420,600	
73	273,600	334,100	400,100	421,600	
74	274,900	336,300	401,200	422,400	
75	276,200	338,500	402,300	423,200	
76	277,500	340,700	403,400	424,000	
77	278,900	342,700	404,500	424,900	
78	280,100	344,600	405,500	425,700	
79	281,300	346,500	406,500	426,500	
80	282,500	348,400	407,500	427,300	
81	283,800	350,200	408,500	428,100	
82	285,000	352,000	409,300	428,800	
83	286,200	353,800	410,100	429,500	
84	287,400	355,600	410,900	430,200	
85	288,500	357,100	411,700	430,900	

86	289,500	358,800	412,500	431,600	
87	290,500	360,500	413,300	432,300	
88	291,500	362,100	414,100	433,000	
89	292,600	363,800	414,900	433,700	
90	293,500	365,100	415,600	434,400	
91	294,400	366,500	416,300	435,100	
92	295,300	367,900	417,000	435,800	
93	295,800	369,400	417,600	436,300	
94	296,600	370,700	418,300		
95	297,400	372,000	419,000		
96	298,200	373,300	419,700		
97	299,100	374,700	420,400		
98	299,900	375,800	421,000		
99	300,700	376,900	421,600		
100	301,500	378,000	422,100		
101	302,400	379,200	422,600		
102	302,900	380,300	423,200		
103	303,400	381,400	423,800		
104	303,900	382,500	424,300		
105	304,400	383,500	424,700		
106	304,800	384,500	425,300		
107	305,200	385,400	425,900		
108	305,600	386,400	426,400		
109	305,800	387,300	426,900		
110	306,200	388,300			
111	306,600	389,300			
112	307,000	390,300			
113	307,200	391,100			
114	307,500	392,000			
115	307,800	392,900			
116	308,100	393,800			
117	308,400	394,800			
118	308,700	395,600			
119	309,000	396,400			
120	309,300	397,200			
121	309,500	397,900			
122	309,800	398,700			
123	310,100	399,500			
124	310,400	400,300			
125	310,600	401,000			
126		401,700			
127		402,400			
128		403,100			
129		403,900			
130		404,600			

131		405, 300			
132		406, 000			
133		406, 500			
134		407, 100			
135		407, 700			
136		408, 300			
137		408, 700			
138		409, 300			
139		409, 900			
140		410, 500			
141		410, 900			
142		411, 500			
143		412, 100			
144		412, 700			
145		413, 100			
146		413, 700			
147		414, 300			
148		414, 900			
149		415, 300			

#### 備考

- (1) この表は、本学の附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する副校長（副園長を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6（第4条第2項関係）

医療職俸給表（一）

職務の 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	

41	202, 600	242, 700	280, 000	312, 100	360, 300	402, 800	448, 300	
42	203, 800	244, 200	281, 700	313, 800	361, 600	403, 600	449, 100	
43	205, 000	245, 700	283, 400	315, 500	362, 900	404, 400	449, 900	
44	206, 200	247, 200	285, 100	317, 200	364, 200	405, 200	450, 700	
45	207, 500	248, 600	286, 800	318, 500	365, 400	405, 800	451, 300	
46	208, 600	250, 200	288, 500	320, 000	366, 600	406, 500	452, 100	
47	209, 700	251, 800	290, 200	321, 500	367, 800	407, 200	452, 900	
48	210, 800	253, 400	291, 900	323, 100	369, 000	407, 900	453, 700	
49	211, 900	255, 000	293, 400	324, 600	370, 200	408, 700	454, 300	
50	212, 900	256, 400	295, 000	325, 900	371, 200	409, 400	455, 100	
51	213, 900	257, 800	296, 600	327, 200	372, 200	410, 100	455, 900	
52	214, 900	259, 200	298, 200	328, 500	373, 200	410, 800	456, 700	
53	215, 700	260, 500	299, 600	329, 600	374, 000	411, 500	457, 300	
54	216, 700	261, 900	301, 100	330, 600	374, 900	412, 200		
55	217, 600	263, 300	302, 600	331, 700	375, 800	412, 900		
56	218, 600	264, 700	304, 100	332, 800	376, 700	413, 600		
57	219, 500	265, 800	305, 500	333, 600	377, 500	414, 200		
58	220, 400	267, 100	306, 800	334, 600	378, 300	414, 900		
59	221, 300	268, 400	308, 100	335, 600	379, 100	415, 600		
60	222, 200	269, 700	309, 500	336, 600	379, 900	416, 300		
61	223, 200	270, 800	310, 800	337, 400	380, 500	416, 800		
62	224, 200	272, 100	312, 100	338, 100	381, 200	417, 400		
63	225, 200	273, 400	313, 400	338, 800	381, 900	418, 100		
64	226, 300	274, 700	314, 700	339, 500	382, 600	418, 800		
65	227, 000	275, 900	316, 100	340, 200	383, 200	419, 300		
66	227, 900	277, 000	316, 900	340, 900	383, 900			
67	228, 800	278, 100	317, 700	341, 600	384, 600			
68	229, 700	279, 200	318, 500	342, 300	385, 300			
69	230, 400	280, 300	319, 400	343, 000	385, 800			
70	231, 100	281, 400	320, 200	343, 600	386, 400			
71	231, 800	282, 500	321, 000	344, 200	387, 000			
72	232, 500	283, 600	321, 800	344, 800	387, 600			
73	233, 300	284, 500	322, 600	345, 300	388, 300			
74	234, 100	285, 200	323, 200	345, 900	388, 900			
75	234, 900	285, 900	323, 800	346, 500	389, 500			
76	235, 700	286, 700	324, 400	347, 100	390, 100			
77	236, 300	287, 500	325, 100	347, 600	390, 800			
78	236, 900	288, 100	325, 600	348, 100	391, 400			
79	237, 500	288, 700	326, 100	348, 600	392, 000			
80	238, 100	289, 300	326, 600	349, 100	392, 600			
81	238, 600	290, 000	327, 200	349, 500	393, 300			
82	239, 000	290, 500	327, 700	349, 900	393, 900			
83	239, 400	291, 000	328, 200	350, 300	394, 500			
84	239, 800	291, 500	328, 700	350, 700	395, 100			
85	240, 300	291, 900	329, 300	351, 200	395, 800			

86		292, 200	329, 700	351, 600				
87		292, 500	330, 000	352, 000				
88		292, 800	330, 400	352, 400				
89		293, 200	330, 900	352, 900				
90		293, 500	331, 300	353, 300				
91		293, 800	331, 700	353, 700				
92		294, 100	332, 100	354, 100				
93		294, 500	332, 600	354, 600				
94		294, 800	332, 900	355, 000				
95		295, 100	333, 300	355, 400				
96		295, 400	333, 700	355, 800				
97		295, 800	333, 900	356, 300				
98		296, 100	334, 300	356, 700				
99		296, 400	334, 700	357, 100				
100		296, 700	335, 100	357, 500				
101		297, 100	335, 300	358, 000				
102		297, 400	335, 700	358, 400				
103		297, 700	336, 100	358, 800				
104		298, 000	336, 500	359, 200				
105		298, 300	336, 700	359, 700				
106			337, 100					
107			337, 500					
108			337, 900					
109			338, 100					
110			338, 500					
111			338, 900					
112			339, 300					
113			339, 500					

#### 備考

この表は、附属学校に勤務する栄養士に適用する。

別表第7(第4条第2項関係)

医療職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額						
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000

41	217, 500	245, 600	288, 400	316, 300	354, 500	412, 700	458, 300
42	218, 900	246, 900	290, 000	317, 800	356, 100	414, 400	459, 200
43	220, 300	248, 100	291, 600	319, 300	357, 700	416, 100	460, 100
44	221, 700	249, 400	293, 200	320, 800	359, 300	417, 700	461, 000
45	223, 100	250, 600	294, 600	322, 100	360, 900	419, 200	462, 000
46	224, 600	252, 000	296, 100	323, 500	362, 400	420, 800	462, 900
47	226, 100	253, 400	297, 600	324, 900	363, 900	422, 400	463, 800
48	227, 600	254, 800	299, 100	326, 400	365, 300	424, 000	464, 700
49	228, 900	256, 200	300, 500	327, 700	366, 800	425, 700	465, 700
50	230, 300	257, 700	301, 900	329, 100	368, 200	427, 300	466, 400
51	231, 700	259, 100	303, 300	330, 400	369, 600	428, 900	467, 200
52	233, 100	260, 500	304, 700	331, 800	371, 000	430, 500	468, 000
53	234, 400	262, 000	306, 200	333, 200	372, 500	432, 000	468, 900
54	235, 700	263, 600	307, 600	334, 600	373, 700	433, 500	469, 700
55	237, 000	265, 200	309, 000	336, 000	374, 900	435, 000	470, 500
56	238, 300	266, 700	310, 400	337, 400	376, 100	436, 500	471, 300
57	239, 500	268, 300	311, 600	338, 600	377, 400	437, 800	472, 200
58	240, 800	269, 900	312, 900	340, 000	378, 400	438, 700	
59	242, 000	271, 500	314, 200	341, 400	379, 400	439, 600	
60	243, 300	273, 100	315, 600	342, 800	380, 400	440, 500	
61	244, 500	274, 700	316, 800	344, 000	381, 200	441, 400	
62	245, 800	276, 200	318, 100	345, 300	382, 000	442, 300	
63	247, 100	277, 700	319, 400	346, 600	382, 800	443, 200	
64	248, 400	279, 200	320, 700	347, 900	383, 600	444, 100	
65	249, 600	280, 800	322, 000	349, 100	384, 500	445, 000	
66	250, 900	282, 300	323, 300	350, 300	385, 300	445, 800	
67	252, 300	283, 800	324, 600	351, 500	386, 100	446, 600	
68	253, 700	285, 300	325, 900	352, 700	386, 900	447, 400	
69	254, 800	286, 600	327, 000	353, 700	387, 700	448, 200	
70	256, 100	288, 100	328, 200	354, 800	388, 400		
71	257, 400	289, 600	329, 400	355, 900	389, 100		
72	258, 700	291, 100	330, 500	357, 000	389, 800		
73	260, 100	292, 400	331, 800	358, 000	390, 600		
74	261, 400	293, 800	332, 900	359, 100	391, 200		
75	262, 700	295, 200	334, 100	360, 200	391, 800		
76	264, 000	296, 600	335, 300	361, 300	392, 400		
77	265, 100	298, 100	336, 500	362, 200	393, 000		
78	266, 300	299, 400	337, 700	363, 000	393, 600		
79	267, 600	300, 700	338, 900	363, 800	394, 200		
80	268, 900	302, 000	340, 100	364, 600	394, 800		
81	270, 000	302, 900	341, 200	365, 300	395, 300		
82	271, 100	304, 100	342, 300	365, 900	395, 900		
83	272, 200	305, 300	343, 400	366, 500	396, 500		
84	273, 300	306, 600	344, 500	367, 100	397, 100		
85	274, 200	307, 700	345, 600	367, 800	397, 600		

86	275, 300	308, 900	346, 600	368, 400	398, 200		
87	276, 400	310, 100	347, 600	369, 000	398, 800		
88	277, 500	311, 300	348, 600	369, 600	399, 400		
89	278, 600	312, 600	349, 700	370, 100	399, 800		
90	279, 600	313, 800	350, 500	370, 700	400, 400		
91	280, 600	315, 000	351, 300	371, 300	401, 000		
92	281, 600	316, 200	352, 100	371, 900	401, 600		
93	282, 600	317, 400	352, 900	372, 400	402, 100		
94	283, 600	318, 200	353, 600	372, 900			
95	284, 600	319, 000	354, 300	373, 400			
96	285, 600	319, 800	355, 000	373, 900			
97	286, 500	320, 500	355, 500	374, 500			
98	287, 300	321, 200	356, 000	375, 000			
99	288, 100	321, 900	356, 500	375, 500			
100	289, 000	322, 600	357, 000	376, 000			
101	289, 800	323, 100	357, 600	376, 600			
102	290, 600	323, 700	358, 100	377, 100			
103	291, 400	324, 300	358, 600	377, 600			
104	292, 200	324, 900	359, 100	378, 100			
105	292, 900	325, 300	359, 700	378, 700			
106	293, 400	325, 800	360, 200	379, 200			
107	293, 900	326, 300	360, 700	379, 700			
108	294, 400	326, 800	361, 200	380, 200			
109	294, 900	327, 300	361, 700	380, 800			
110	295, 300	327, 700	362, 200	381, 300			
111	295, 700	328, 100	362, 700	381, 800			
112	296, 100	328, 500	363, 200	382, 300			
113	296, 500	328, 900	363, 700	382, 900			
114	296, 900	329, 300	364, 200				
115	297, 300	329, 700	364, 700				
116	297, 700	330, 000	365, 100				
117	298, 000	330, 300	365, 500				
118	298, 400	330, 700	366, 000				
119	298, 800	331, 100	366, 500				
120	299, 200	331, 500	367, 000				
121	299, 500	331, 700	367, 400				
122	299, 900	332, 100	367, 900				
123	300, 300	332, 500	368, 400				
124	300, 700	332, 900	368, 900				
125	300, 900	333, 100	369, 300				
126	301, 300	333, 500					
127	301, 700	333, 900					
128	302, 100	334, 300					
129	302, 300	334, 600					
130	302, 700	335, 000					

131	303, 100	335, 400					
132	303, 500	335, 800					
133	303, 700	336, 100					
134	304, 100	336, 500					
135	304, 500	336, 900					
136	304, 900	337, 300					
137	305, 100	337, 600					
138	305, 500	338, 000					
139	305, 900	338, 400					
140	306, 300	338, 800					
141	306, 500	339, 100					
142	306, 900	339, 500					
143	307, 300	339, 900					
144	307, 700	340, 300					
145	307, 900	340, 600					
146	308, 300	341, 000					
147	308, 700	341, 400					
148	309, 100	341, 800					
149	309, 300	342, 100					
150	309, 600	342, 500					
151	309, 900	342, 900					
152	310, 200	343, 300					
153	310, 600	343, 600					
154	310, 900						
155	311, 200						
156	311, 500						
157	311, 900						
158	312, 200						
159	312, 500						
160	312, 800						
161	313, 200						
162	313, 500						
163	313, 800						
164	314, 100						
165	314, 500						
166	314, 800						
167	315, 100						
168	315, 400						
169	315, 800						

#### 備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第7の2 昇給号俸数表（第10条関係）

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
55歳に達しない職員	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあっては3）	2	0
55歳以上の職員	4以上	3	2	1	0

備考 一般職（二）の適用を受ける職員については、「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えて適用する。

別表第8 奉給の調整額の適用区分表（第16条関係）

勤務箇所	対象職員	調整数
1 連合学校 教育学研究科若しくは 教育学研究科	連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授、准教授のうち、主任として学生4人以上に対する研究指導に従事する教員	3
	(1) 連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授、准教授のうち、当該研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する教員又は主任として学生に対する研究指導に従事する教員（調整数3に該当する教員を除く） (2) 連合学校教育学研究科専任教官（調整数3に該当する場合を除く）	2
	(1) 教育学研究科の担当を命じられている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する教員（調整数2若しくは調整数3に該当する教員を除く） (2) 教育学研究科における学生の指導を命じられている助教のうち、当該研究科の授業科目の担当教員を補助して行う学生指導及び主任指導教官を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合せて授業4単位分に相当する時間以上（このうち、授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）である者	1
2 附属特別 支援学校	幼児、児童又は生徒に授業を行い、特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭	2

別表第9 調整基本額（第16条関係）

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸7,299円、2号俸7,393円、3号俸7,483円、4号俸7,573円、5号俸7,663円、6号俸7,776円、7号俸7,888円、8号俸8,001円、9号俸8,113円、10号俸8,239円、11号俸8,361円、12号俸8,482円、13号俸8,604円、14号俸8,689円、15号俸8,775円、16号俸8,860円、17号俸8,950円
2級	10,400円。ただし、1号俸9,207円、2号俸9,306円、3号俸9,405円、4号俸9,504円、5号俸9,598円、6号俸9,697円、7号俸9,796円、8号俸9,895円、9号俸9,999円、10号俸10,107円、11号俸10,215円、12号俸10,323円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円

教育職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	8,900円。ただし、1号俸6,696円、2号俸6,763円、3号俸6,831円、4号俸6,898円、5号俸6,970円、6号俸7,056円、7号俸7,137円、8号俸7,218円、9号俸7,299円、10号俸7,393円、11号俸7,483円、12号俸7,573円、13号俸7,663円、14号俸7,762円、15号俸7,861円、16号俸7,960円、17号俸8,064円、18号俸8,181円、19号俸8,293円、20号俸8,406円、21号俸8,518円、22号俸8,595円、23号俸8,671円、24号俸8,748円、25号俸8,815円、26号俸8,892円、27号俸8,968円
2級	11,000円。ただし、1号俸8,676円、2号俸8,752円、3号俸8,829円、4号俸8,905円、5号俸8,986円、6号俸9,063円、7号俸9,139円、8号俸9,216円、9号俸9,297円、10号俸9,382円、11号俸9,468円、12号俸9,553円、13号俸9,630円、14号俸9,720円、15号俸9,810円、16号俸9,900円、17号俸9,985円、18号俸10,107円、19号俸10,228円、20号俸10,350円、21号俸10,476円、22号俸10,606円、23号俸10,737円、24号俸10,867円、25号俸10,993円
特2級	11,500円
3級	12,200円
4級	13,200円

別表第 10 管理職手当算定割合（第 17 条関係）

○大学教員

区分	職名	算定割合
IV種	副学長	100 分の 14
IV種	附属図書館長	100 分の 14
IV種	連合学校教育学研究科長	100 分の 14
IV種	総合教育科学系長	100 分の 14
IV種	人文社会科学系長	100 分の 14
IV種	自然科学系長	100 分の 14
IV種	芸術・スポーツ科学系長	100 分の 14
IV種	附属学校運営参事	100 分の 13
IV種	附属高等学校長	100 分の 13
IV種	附属国際中等教育学校長	100 分の 13
IV種	附属幼稚園長	100 分の 12
IV種	附属世田谷小学校長	100 分の 12
IV種	附属小金井小学校長	100 分の 12
IV種	附属大泉小学校長	100 分の 12
IV種	附属竹早小学校長	100 分の 12
IV種	附属世田谷中学校長	100 分の 12
IV種	附属小金井中学校長	100 分の 12
IV種	附属竹早中学校長	100 分の 12
IV種	附属特別支援学校長	100 分の 12
V種	学長補佐(学長が指定する者に限る)	100 分の 7
V種	教育実践研究支援センター長	100 分の 9
V種	国際教育センター長	100 分の 9
V種	環境教育実践施設長	100 分の 7
V種	留学生センター長	100 分の 7
V種	教員養成カリキュラム開発研究センター長	100 分の 9
V種	保健管理センター所長	100 分の 5
V種	情報処理センター長	100 分の 5
V種	現職教員研修支援センター長	100 分の 5
V種	学生相談センター長	100 分の 5
V種	学生キャリア支援センター長	100 分の 5
V種	教育研究評議会評議員	100 分の 5

○事務系職員

区分	職名	算定割合
I種	事務局長	100 分の 25
II種	総務部長	100 分の 20
II種	財務施設部長	100 分の 20
II種	学務部長	100 分の 20
II種	教育研究支援部長	100 分の 20
II種	学務部参事役	100 分の 16
IV種	総務課長	100 分の 12
IV種	人事課長	100 分の 12
IV種	広報連携協力課長	100 分の 12
IV種	附属学校課長	100 分の 12
IV種	企画調査役	100 分の 12
IV種	財務課長	100 分の 12
IV種	経理課長	100 分の 12
IV種	施設課長	100 分の 12
IV種	学務課長	100 分の 12
IV種	教育企画課長	100 分の 12
IV種	学生課長	100 分の 12
IV種	入試課長	100 分の 12
IV種	国際課長	100 分の 12
IV種	教育研究支援課長	100 分の 12
IV種	学術情報課長	100 分の 12
IV種	情報基盤課長	100 分の 12
IV種	監査室長	100 分の 12

○附属学校教員

区分	職名	算定割合
IV種	附属学校運営参事	100 分の 13
IV種	附属世田谷小学校副校長	100 分の 12
IV種	附属小金井小学校副校長	100 分の 12
IV種	附属大泉小学校副校長	100 分の 12
IV種	附属世田谷中学校副校長	100 分の 12
IV種	附属小金井中学校副校長	100 分の 12
IV種	附属竹早中学校副校長	100 分の 12
IV種	附属高等学校副校長	100 分の 12
IV種	附属国際中等教育学校副校長	100 分の 12
V種	附属幼稚園副園長	100 分の 10
V種	附属竹早小学校副校長	100 分の 10
V種	附属特別支援学校副校長	100 分の 10
V種	附属特別支援学校主事(幼)	100 分の 6
V種	附属特別支援学校主事(小)	100 分の 6
V種	附属特別支援学校主事(中)	100 分の 6
V種	附属特別支援学校主事(高)	100 分の 6

別表第10の2 管理職手当算定基礎号俸（第17条関係）

俸給表	職務の級	算定基礎号俸
一般職（一）	10	9
	9	21
	8	29
	7	38
	6	61
	5	74
教育職（一）	5	57
教育職（二）	4	17
	3	54
	2	117
教育職（三）	4	14
	3	81

別表第11 初任給調整手当額（第19条関係）

期間の区分	手当月額	期間の区分	手当月額
1年未満	50,000円	18年以上 19年未満	28,600円
1年以上 2年未満	50,000円	19年以上 20年未満	27,200円
2年以上 3年未満	50,000円	20年以上 21年未満	25,800円
3年以上 4年未満	50,000円	21年以上 22年未満	25,200円
4年以上 5年未満	50,000円	22年以上 23年未満	24,600円
5年以上 6年未満	50,000円	23年以上 24年未満	23,700円
6年以上 7年未満	48,200円	24年以上 25年未満	23,100円
7年以上 8年未満	46,400円	25年以上 26年未満	22,500円
8年以上 9年未満	44,600円	26年以上 27年未満	21,900円
9年以上 10年未満	42,800円	27年以上 28年未満	21,300円
10年以上 11年未満	41,000円	28年以上 29年未満	20,600円
11年以上 12年未満	39,200円	29年以上 30年未満	20,300円
12年以上 13年未満	37,400円	30年以上 31年未満	19,900円
13年以上 14年未満	35,600円	31年以上 32年未満	19,300円
14年以上 15年未満	34,200円	32年以上 33年未満	18,500円
15年以上 16年未満	32,800円	33年以上 34年未満	17,600円
16年以上 17年未満	31,400円	34年以上 35年未満	16,900円
17年以上 18年未満	30,000円		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第12 義務教育等教員特別手当額（第31条関係）

職務 の 級 号俸	教育職俸給表(二)の適用を受ける者				
	1級	2級	特2級	3級	4級
1	円 5,000	円 6,300	円 8,600	円 12,800	円 17,100
2	5,050	6,375	8,775	12,900	17,200
3	5,100	6,450	8,950	13,000	17,300
4	5,150	6,525	9,125	13,100	17,400
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,250	6,700	9,400	13,300	17,600
7	5,300	6,800	9,500	13,400	17,700
8	5,350	6,900	9,600	13,500	17,800
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,450	7,075	9,775	13,700	18,000
11	5,500	7,150	9,850	13,800	18,100
12	5,550	7,225	9,925	13,900	18,200
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,675	7,375	10,250	14,100	18,400
15	5,750	7,450	10,500	14,200	18,500
16	5,825	7,525	10,750	14,300	18,600
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,975	7,675	11,100	14,500	18,775
19	6,050	7,750	11,200	14,600	18,850
20	6,125	7,825	11,300	14,700	18,925
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,275	8,000	11,500	14,875	19,100
23	6,350	8,100	11,600	14,950	19,200
24	6,425	8,200	11,700	15,025	19,300
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,575	8,450	11,975	15,200	19,450
27	6,650	8,600	12,150	15,300	19,500
28	6,725	8,750	12,325	15,400	19,550
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,875	9,000	12,575	15,600	19,675
31	6,950	9,100	12,650	15,700	19,750
32	7,025	9,200	12,725	15,800	19,825
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,175	9,400	12,975	16,000	19,975
35	7,250	9,500	13,150	16,100	20,050

36	7, 325	9, 600	13, 325	16, 200	20, 125
37	7, 400	9, 700	13, 500	16, 300	20, 200
38	7, 475	9, 900	13, 575	16, 400	
39	7, 550	10, 100	13, 650	16, 500	
40	7, 625	10, 300	13, 725	16, 600	
41	7, 700	10, 500	13, 800	16, 700	
42	7, 775	10, 600	13, 875	16, 800	
43	7, 850	10, 700	13, 950	16, 900	
44	7, 925	10, 800	14, 025	17, 000	
45	8, 000	10, 900	14, 100	17, 100	
46	8, 075	11, 000	14, 175	17, 175	
47	8, 150	11, 100	14, 250	17, 250	
48	8, 225	11, 200	14, 325	17, 325	
49	8, 300	11, 300	14, 400	17, 400	
50	8, 375	11, 500	14, 475	17, 475	
51	8, 450	11, 700	14, 550	17, 550	
52	8, 525	11, 900	14, 625	17, 625	
53	8, 600	12, 100	14, 700	17, 700	
54	8, 650	12, 200	14, 825	17, 775	
55	8, 700	12, 300	14, 950	17, 850	
56	8, 750	12, 400	15, 075	17, 925	
57	8, 800	12, 500	15, 200	18, 000	
58	8, 875	12, 600	15, 275	18, 075	
59	8, 950	12, 700	15, 350	18, 150	
60	9, 025	12, 800	15, 425	18, 225	
61	9, 100	12, 900	15, 500	18, 300	
62	9, 175	13, 000	15, 650	18, 350	
63	9, 250	13, 100	15, 800	18, 400	
64	9, 325	13, 200	15, 950	18, 450	
65	9, 400	13, 300	16, 100	18, 500	
66	9, 475	13, 400	16, 150	18, 550	
67	9, 550	13, 500	16, 200	18, 600	
68	9, 625	13, 600	16, 250	18, 650	
69	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
70	9, 750	13, 775	16, 350	18, 750	
71	9, 800	13, 850	16, 400	18, 800	
72	9, 850	13, 925	16, 450	18, 850	
73	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
74	9, 975	14, 100	16, 625	18, 950	
75	10, 050	14, 200	16, 750	19, 000	
76	10, 125	14, 300	16, 875	19, 050	
77	10, 200	14, 400	17, 000	19, 100	
78	10, 250	14, 475	17, 050		
79	10, 300	14, 550	17, 100		
80	10, 350	14, 625	17, 150		

81	10, 400	14, 700	17, 200		
82	10, 450	14, 775	17, 250		
83	10, 500	14, 850	17, 300		
84	10, 550	14, 925	17, 350		
85	10, 600	15, 000	17, 400		
86	10, 650	15, 100	17, 450		
87	10, 700	15, 200	17, 500		
88	10, 750	15, 300	17, 550		
89	10, 800	15, 400	17, 600		
90	10, 850	15, 475	17, 650		
91	10, 900	15, 550	17, 700		
92	10, 950	15, 625	17, 750		
93	11, 000	15, 700	17, 800		
94	11, 050	15, 775	17, 875		
95	11, 100	15, 850	17, 950		
96	11, 150	15, 925	18, 025		
97	11, 200	16, 000	18, 100		
98	11, 250	16, 075	18, 125		
99	11, 300	16, 150	18, 150		
100	11, 350	16, 225	18, 175		
101	11, 400	16, 300	18, 200		
102	11, 425	16, 350	18, 225		
103	11, 450	16, 400	18, 250		
104	11, 475	16, 450	18, 275		
105	11, 500	16, 500	18, 300		
106	11, 525	16, 575	18, 325		
107	11, 550	16, 650	18, 350		
108	11, 575	16, 725	18, 375		
109	11, 600	16, 800	18, 400		
110	11, 625	16, 850			
111	11, 650	16, 900			
112	11, 675	16, 950			
113	11, 700	17, 000			
114	11, 750	17, 050			
115	11, 800	17, 100			
116	11, 850	17, 150			
117	11, 900	17, 200			
118	11, 925	17, 250			
119	11, 950	17, 300			
120	11, 975	17, 350			
121	12, 000	17, 400			
122	12, 025	17, 450			
123	12, 050	17, 500			
124	12, 075	17, 550			
125	12, 100	17, 600			

126	12, 150	17, 600			
127	12, 200	17, 600			
128	12, 250	17, 600			
129	12, 300	17, 600			
130	12, 325	17, 600			
131	12, 350	17, 600			
132	12, 375	17, 600			
133	12, 400	17, 600			
134	12, 425	17, 600			
135	12, 450	17, 600			
136	12, 475	17, 600			
137	12, 500	17, 600			
138	12, 525				
139	12, 550				
140	12, 575				
141	12, 600				
142	12, 650				
143	12, 700				
144	12, 750				
145	12, 800				
146	12, 825				
147	12, 850				
148	12, 875				
149	12, 900				
150	12, 925				
151	12, 950				
152	12, 975				
153	13, 000				

職務 の 級 号俸	教育職俸給表(三)の適用を受ける者				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	円 5,000	円 5,400	円 8,600	円 10,700	円 17,100
2	5,050	5,475	8,775	10,800	17,200
3	5,100	5,550	8,950	10,900	17,300
4	5,150	5,625	9,125	11,000	17,400
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,250	5,775	9,400	11,200	17,600
7	5,300	5,850	9,500	11,300	17,700
8	5,350	5,925	9,600	11,400	17,800
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,450	6,075	9,775	11,725	18,000
11	5,500	6,150	9,850	11,950	18,100
12	5,550	6,225	9,925	12,175	18,200
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,675	6,375	10,250	12,500	18,400
15	5,750	6,450	10,500	12,600	18,500
16	5,825	6,525	10,750	12,700	18,600
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,975	6,700	11,100	12,900	18,775
19	6,050	6,800	11,200	13,000	18,850
20	6,125	6,900	11,300	13,100	18,925
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,275	7,075	11,500	13,300	19,100
23	6,350	7,150	11,600	13,400	19,200
24	6,425	7,225	11,700	13,500	19,300
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,575	7,375	11,975	13,700	19,450
27	6,650	7,450	12,150	13,800	19,500
28	6,725	7,525	12,325	13,900	19,550
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,875	7,675	12,575	14,100	19,675
31	6,950	7,750	12,650	14,200	19,750
32	7,025	7,825	12,725	14,300	19,825
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,175	8,000	12,975	14,500	19,975
35	7,250	8,100	13,150	14,600	20,050

36	7, 325	8, 200	13, 325	14, 700	20, 125
37	7, 400	8, 300	13, 500	14, 800	20, 200
38	7, 475	8, 450	13, 575	14, 875	
39	7, 550	8, 600	13, 650	14, 950	
40	7, 625	8, 750	13, 725	15, 025	
41	7, 700	8, 900	13, 800	15, 100	
42	7, 775	9, 000	13, 875	15, 200	
43	7, 850	9, 100	13, 950	15, 300	
44	7, 925	9, 200	14, 025	15, 400	
45	8, 000	9, 300	14, 100	15, 500	
46	8, 075	9, 400	14, 175	15, 600	
47	8, 150	9, 500	14, 250	15, 700	
48	8, 225	9, 600	14, 325	15, 800	
49	8, 300	9, 700	14, 400	15, 900	
50	8, 375	9, 900	14, 475	16, 000	
51	8, 450	10, 100	14, 550	16, 100	
52	8, 525	10, 300	14, 625	16, 200	
53	8, 600	10, 500	14, 700	16, 300	
54	8, 650	10, 600	14, 825	16, 400	
55	8, 700	10, 700	14, 950	16, 500	
56	8, 750	10, 800	15, 075	16, 600	
57	8, 800	10, 900	15, 200	16, 700	
58	8, 875	11, 000	15, 275	16, 800	
59	8, 950	11, 100	15, 350	16, 900	
60	9, 025	11, 200	15, 425	17, 000	
61	9, 100	11, 300	15, 500	17, 100	
62	9, 175	11, 500	15, 650	17, 175	
63	9, 250	11, 700	15, 800	17, 250	
64	9, 325	11, 900	15, 950	17, 325	
65	9, 400	12, 100	16, 100	17, 400	
66	9, 475	12, 200	16, 150	17, 475	
67	9, 550	12, 300	16, 200	17, 550	
68	9, 625	12, 400	16, 250	17, 625	
69	9, 700	12, 500	16, 300	17, 700	
70	9, 750	12, 600	16, 350	17, 775	
71	9, 800	12, 700	16, 400	17, 850	
72	9, 850	12, 800	16, 450	17, 925	
73	9, 900	12, 900	16, 500	18, 000	
74	9, 975	13, 000	16, 625	18, 075	
75	10, 050	13, 100	16, 750	18, 150	
76	10, 125	13, 200	16, 875	18, 225	
77	10, 200	13, 300	17, 000	18, 300	
78	10, 250	13, 400	17, 050	18, 350	
79	10, 300	13, 500	17, 100	18, 400	
80	10, 350	13, 600	17, 150	18, 450	

81	10, 400	13, 700	17, 200	18, 500	
82	10, 450	13, 775	17, 250	18, 550	
83	10, 500	13, 850	17, 300	18, 600	
84	10, 550	13, 925	17, 350	18, 650	
85	10, 600	14, 000	17, 400	18, 700	
86	10, 650	14, 100	17, 450	18, 750	
87	10, 700	14, 200	17, 500	18, 800	
88	10, 750	14, 300	17, 550	18, 850	
89	10, 800	14, 400	17, 600	18, 900	
90	10, 850	14, 475	17, 650	18, 950	
91	10, 900	14, 550	17, 700	19, 000	
92	10, 950	14, 625	17, 750	19, 050	
93	11, 000	14, 700	17, 800	19, 100	
94	11, 050	14, 775	17, 875		
95	11, 100	14, 850	17, 950		
96	11, 150	14, 925	18, 025		
97	11, 200	15, 000	18, 100		
98	11, 250	15, 100	18, 125		
99	11, 300	15, 200	18, 150		
100	11, 350	15, 300	18, 175		
101	11, 400	15, 400	18, 200		
102	11, 425	15, 475	18, 225		
103	11, 450	15, 550	18, 250		
104	11, 475	15, 625	18, 275		
105	11, 500	15, 700	18, 300		
106	11, 525	15, 775	18, 325		
107	11, 550	15, 850	18, 350		
108	11, 575	15, 925	18, 375		
109	11, 600	16, 000	18, 400		
110	11, 625	16, 075			
111	11, 650	16, 150			
112	11, 675	16, 225			
113	11, 700	16, 300			
114	11, 750	16, 350			
115	11, 800	16, 400			
116	11, 850	16, 450			
117	11, 900	16, 500			
118	11, 925	16, 575			
119	11, 950	16, 650			
120	11, 975	16, 725			
121	12, 000	16, 800			
122	12, 025	16, 850			
123	12, 050	16, 900			
124	12, 075	16, 950			
125	12, 100	17, 000			

126		17, 050			
127		17, 100			
128		17, 150			
129		17, 200			
130		17, 250			
131		17, 300			
132		17, 350			
133		17, 400			
134		17, 450			
135		17, 500			
136		17, 550			
137		17, 600			
138		17, 600			
139		17, 600			
140		17, 600			
141		17, 600			
142		17, 600			
143		17, 600			
144		17, 600			
145		17, 600			
146		17, 600			
147		17, 600			
148		17, 600			
149		17, 600			